○関東地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	大月市大月二丁目字関屋六四九番六から同市大月二丁目字坂瀬六八一番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尾鷲市上野町七五三番二二三地内	前	二一・九二～二一・九四メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	二一・九二～二四・三二	〇・〇〇二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市南区大福字鴨池六九番三から同市南区古新田字東新田一五七〇番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○四国地方整備局告示第六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において令和七年十二月一日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高松市北浜町六番の二から同市中新町一四番まで	前	A　一四・六〇～六二・〇〇メートル	二・一〇〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D　二二・三〇～三二五・九九	四〇・二六二	
	後	A　一四・六〇～六二・〇〇	二・一〇〇	
	後	B・C・D　二二・三〇～三二五・九九	四〇・二六二	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局、同局香川河川国道事務所及び本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎市佐土原町下那珂字平廻四七九七番一一から同市新名爪字麦田一四三七番一まで	前　A	一四・四二～七七・七六メートル	五・五九九キロメートル	上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一四・四二～七七・七六	五・五九九	
	後　B	二五・三〇～三二〇・六四	五・〇七一	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	佐伯市直川大字上直見字大境向山一五九二番二から同市直川大字上直見字大境向山一五八六番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字清水原字前田二〇〇九番二から同市野津町大字泊字前津留三六九番二まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日